

市有施設ＬＥＤ照明器具賃貸借（西部地区）の一般競争入札

釧路市契約規則（平成１７年釧路市規則第８３号。以下「契約規則」という。）第４条の規定に基づき、下記のとおり告示する。

２０２５年（令和７年）６月２０日

釧路市長 鶴 間 秀 典

１ 入札に付する事項

- (1) 賃貸借物件名 市有施設ＬＥＤ照明器具賃貸借（西部地区）
(2) 履行場所 ７施設

No.	施設名	住所
１	鳥取西児童センター	釧路市鳥取北８丁目３番２号
２	昭和児童センター	釧路市昭和３丁目２番１号
３	鶴野児童センター	釧路市星が浦北３丁目１番30号
４	昭和中央児童センター	釧路市昭和中央４丁目７番１号
５	新富士保育園	釧路市新富士町２丁目11番22号
６	鳥取保育園	釧路市鳥取北４丁目21番10号
７	西部子育て支援拠点センター	釧路市鳥取北４丁目21番８号

(3) 業務概要

ア 仕様書 別紙

イ 予定価格 ５年総額：１１，９４５，４５０円（消費税及び地方消費税額を含む）

- (4) 賃貸借期間 ２０２５年(令和７年)１月１日から２０３０年(令和１２年)１０月３１日まで

- ・ 地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の３に基づく長期継続契約

※契約の日の属する年度の翌年度以降の賃借人の歳入歳出予算において、この契約に係る金額について減額又は削除があった場合は、当該契約は解除する。この場合において、賃貸人は、賃借人に対し、これによって生じた損害の賠償を請求することができない。

- ・ ＬＥＤ照明器具の設置期間は２０２５年(令和７年)１０月３１日まで

２ 入札参加資格に関する事項

入札に参加しようとする者は、次に掲げる条件を全て満たさなければならない。

- (1) ２０２５～２０２７年度物品購入等競争入札参加資格名簿に取扱品目「その他のリース・レンタル」に登録している者であること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和２２年政令第１６号)第１６７条の４に該当する者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づき更生手続開始の申立がなされている者又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づき再生手続開始の申立がなされている者でないこと。（更正手続開始の決定又は再生手続開始の決定後、釧路市の競争入札参加資格の再認定を受けている場合を除く。）

(4) 釧路市内に本店を有していること。

3 入札参加資格の確認

(1) 賃貸借物件の入札に参加しようとする者は、次のとおり申請書類を提出しなければならない。（郵送による申請不可）

ア 申請書類

- ① 一般競争入札参加資格確認申請書（様式1）
- ② 会社更生法及び民事再生法に係る申立書（様式2）

イ 提出部数 1部

ウ 提出期間

2025年(令和7年)6月20日～6月27日までの釧路市の休日を定める条例（平成17年釧路市条例第2号）に規定する釧路市の機関の休日（以下「釧路市の休日」という）を除く毎日、午前9時から午後5時まで

エ 提出先

〒085-8505 釧路市黒金町7丁目5番地
釧路市総務部契約管理課契約係
電話 0154-31-4508

(2) 入札参加資格の確認に関する申請書類は、釧路市役所ホームページにおいて、この告示の日からダウンロードするものとする。

(3) 申請書類を提出期限までに提出しなかった者及び入札参加資格がないと認められた者は、当該賃貸借物件の入札に参加することができない。

(4) その他

- ア 申請書類の作成に係る費用は、提出者の負担とする。
- イ 提出された資料は、提出者に無断で使用しないものとする。
- ウ 提出された申請書類は、返却しない。

4 入札参加資格通知

入札参加資格の確認結果については、一般競争入札参加資格確認通知書（以下「確認通知書」という。）により通知する。

(1) 通知日時

2026年(令和7年)7月1日 午後1時から午後5時まで

(2) 通知する場所

3の(1)エと同じ

(3) その他

- ア 確認通知書は(2)に示す場所で当該申請者に、参加申請時に示す所定の手続きを経て直接手渡しするものとし、郵送その他による通知は行わない。
- イ 確認結果について、電話等による質問は受付けない。

5 入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

(1) 入札参加資格がないと認められた者は、本市に対して入札参加資格がないと認めた理由について

て説明を求めることができる。この場合には、２０２５年(令和７年)７月１日までに書面を提出して行わなければならない。

(2) (1)の書面は、釧路市総務部契約管理課契約係に持参して提出するものとする。

(3) 説明を求めた者に対しては、２０２５年(令和７年)７月４日までに回答する。

6 質問及び回答

(1) 当該賃貸借契約に関して質問がある場合は、次のとおり所定の質問書を受付場所へ持参し、若しくは送付し、又は電子メールにより提出すること。

ア 受付期間・時間

２０２５年(令和７年)６月２０日～６月２７日 午後５時まで

イ 受付場所

〒085-8505 釧路市黒金町７丁目５番地

釧路市財政部市有財産対策室市有財産対策係

電子メールアドレス：shi-shiyuuzaisan@city.kushiro.lg.jp

(2) (1)の質問があった場合においてのみ、質問に対する回答を次のとおり閲覧に供する。

ア 閲覧期間

２０２５年(令和７年)７月１日午前１０時から２０２５年(令和７年)７月６日午後５時まで

イ 閲覧場所

釧路市ホームページ

7 現場説明の日時及び場所

ア 日時

２０２５年(令和７年)６月２０日午前１０時から２０２５年(令和７年)７月６日午後５時まで

イ 場所

6の(2)のイと同じ。(仕様書、別表(照明一覧)、別表(図面一式)の閲覧によって現場説明に代える。)

8 入札執行の日時及び場所

(1) 日時 ２０２５年(令和７年)７月７日 午前１０時(即日開札)

(2) 場所 釧路市黒金町７丁目５番地 釧路市役所本庁舎３階 現場説明会場

9 入札方法等

(1) 入札者は、所定の入札書に必要事項を記入し、提出しなければならない。

(2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の１００分の１０に相当する額を加算した金額(当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の１１０分の１００に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 入札回数は、３回までとする。ただし、初回又は第２回目の入札において、参加を辞退した者

又は無効入札をした者は、再度の入札に参加することはできないものとする。

(4) 第3回目の入札において予定価格以下の金額の入札がない場合は、不落随契を行うものとする。

なお、不落随契を行う場合は、最低入札価格の応札者を含めた2者以上から見積書を徴する。

(5) 不落随契が成立しないときは、入札を中止し、再度公告入札をするものとする。

10 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 契約規則第10条各号のいずれかに該当する入札

(2) 本告示に示した条件を満たさない者が行った入札

(3) 申請書類について虚偽の記載をした者が行った入札

11 入札保証金

契約規則第6条第3号及び釧路市契約規則の施行について（平成17年釧路市庁達第3号。以下「規則の施行について」という。）第2章第1節第3項第2号イに基づき免除する。

12 落札者の決定方法

(1) 予定価格以下で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

(2) 有効な入札のうち、最低の価格をもって入札した者が2者以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、くじを引くことを辞退することはできない。

13 入札結果の公表

入札結果については、入札日の翌日に釧路市役所ホームページにより公表する。

14 契約締結期限

当該業務委託の契約締結期限は2025年(令和7年)7月10日までとし、期限内に契約を締結しない場合は落札を取り消すこととする。

15 契約保証金

当該賃貸借に係る契約の締結に際し、契約規則第29条（長期継続契約を締結することができる契約に関する条例（平成17年釧路市条例第72号）に規定する契約）に基づき、契約総額を使用見込期間の月数（60か月）で除して得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）に12を乗じて得た額とする。

ただし、契約規則第30条各号に該当する場合は免除する。

16 契約書の作成要否

要す。

17 契約金の支払い方法

賃貸借期間において、毎月の履行状況を確認のうえ、月払いする。

18 その他

- (1) 入札及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札参加者は、前各項に定めるもののほか、地方自治法（昭和22年法律第67号）、同施行令、契約規則、規則の施行について、釧路市物品購入等入札心得、その他入札契約に関する法令を遵守すること。
- (3) 受注者は賃貸借期間の開始日を待たずに、施工した照明器具の仮使用を認めるものとする。

19 問合先

(1) 本告示に関すること

〒085-8505 釧路市黒金町7丁目5番地

釧路市総務部契約管理課契約係

電話 0154-31-4508

(2) 賃貸借物件に関すること

〒085-0001 釧路市黒金町7丁目5番地

財政部市有財産対策室市有財産対策係

電話 0154-23-5195